

ひととまちをつなぐ市政情報誌

まいばら

2014.11/15
vol.221



主な内容

次回の広報まいばら発行日 11月27日(木) / 12月1日号

軽自動車税と法人市民税の税率が変更されました … 4 / 鉄道を活かした北びわこ活性化フォーラム … 14

米原市自治基本条例推進委員会 「市民投票を考える」 Vol. 2



米原市自治基本条例推進委員会

米原市自治基本条例の理念に基づくまちづくりの仕組みや方針について議論したり、取り組み状況を検証しています。

平成19年9月に設置され、任期は2年で市民や有識者による10人の委員で構成されています。

第4期の委員会は平成25年10月に組織されました。

委員会の概要

現在、第4期米原市自治基本条例推進委員会では、米原市自治基本条例第17条の「市民投票条例」について、その考え方や方向性を議論し、その結果を市長に提案します。今回は、8月28日に開催した、第4回の推進委員会の内容をお知らせします。

どのようなときに

「住民投票」を行うのか

今回の推進委員会は、既に「常設型」の住民投票条例を制定している自治体の条文を比較し、米原市の住民投票の方向性を探りました。「住民投票条例」または「市民投票条例」のように「住民」と「市民」の使い分けや、投票資格者の要件、住民投票の請求・発議の条件等にそれぞれの自治体の考え方が反映されています。

「常設型」か「個別型」か

前回の委員会で、住民投票には「個別型」と「常設型」があることを説明しました。そこでまず、市はどちらの住民投票条例にするのが良いかという議論から始めました。

「個別型」「常設型」にはそれぞれメリットとデメリットが考えられます。

しかし「個別型」のデメリットとされる「時間がかる」ということも、言い換えればその時間にさまざまな議論を尽くすことができると言えます。また、「常設型」のデメリットとされる「安易に制度の濫用を招く」ことも、議論を尽くした上での最終手段となるよう議論の過

程をあらかじめ条例に条件付けしておくことで避けることができると考えられます。

それらを踏まえ、現在、市には住民投票を行う具体の案件があるというわけではありませんが、条例の骨格について議論を進めていくために、一旦「常設型」の住民投票を制定することを仮定し、今後の議論を進めることとしました。

「投票資格者」について

住民投票の場合、投票できる人は「有権者」ではなく「投票資格者」と言います。これは、住民投票の結果は「決定事項」ではなく「意思表明」だからです。最終的な決定は、住民投票の結果を受けて、市長と議会が行います。

投票資格者の要件は、「年齢」、「国籍」に各自治体の考え方のばらつきがあります。

「国籍」について

外国人を含む、含まない、また含む場合の範囲の設定などさまざまな考え方があります。住民投票の結果は「意思表明」であることや「市民参加」の一つと捉えた場合、外国人にも一定

の条件を設定した上で、投票資格を認めるべきであるといった意見がある一方、政治的な判断をする資格を持つ者として、現状では現行法として整備されている公職選挙法に基づくことが合理的であるという観点から認めないという意見もあり、今後も引き続き慎重な議論が必要という意見が交わされました。

「年齢」について

20歳か18歳かの意見に分かれますが、16歳に設定している自治体もあり、判断能力や意思表示の観点と、地域と関わりを持つことや自治意識、責任感の醸成の観点からも、どこまで年齢を下げるができるか議論が必要であると意見が出されました。

今回の推進委員会では、一旦「常設型」の住民投票条例の制定を仮定した上で、今後さらに他の要件についても議論を深めていくことになりました。

推進委員会では、市の市民投票の考え方と方向性について議論し、推進委員会としての提案をすることとしています。大切なことはみんなで話し合ったり、市民参加の過程を設け、お互いの立場を知りながら良いものを作っていく、そのプロセスを大切にしたいと委員長から提案がありました。



ポイント

「個別型」と「常設型」のメリットとデメリットの例

	メリット	デメリット
個別型	①投票の対象事案に最も適した制度設計が可能である。 ②住民投票の対象が明確である。 ③市民、議会、市長の各主体間における十分な議論を行った上で実施することが可能である。	①住民にとっては条例制定の直接請求をしても条例が制定されるか不確実である。 ②条例制定に一定の時間がかかるため、すぐに対応ができない。
常設型	①あらかじめ定められた要件を満たせば投票の実施の可能性が極めて高い。 ②迅速な対応が可能である。 ③住民の市政への参加意識が高まることを期待できる。	①本来必要とされる住民、議会、市長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性がある。 ②制度の濫用を招くおそれがある。

次回の推進委員会は



日時：11月26日(水)15時～

場所：市役所 伊吹庁舎2階 会議室2A

内容：「投票資格者」や「どのような場合に住民投票するか」について議論します。

傍聴できます

お問い合わせ 政策推進部 政策推進課（米原庁舎） ☎52-6626 📠52-5195

軽自動車税と法人市民税の 税率が変更されました

お問い合わせ 市民部 税務課（近江庁舎） ☎52-1556 ☎52-8730

軽自動車税

▼原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

取得年月日にかかわらず、平成27年4月1日から新税率が適用されます。



車 種	種 別	税率（年額）	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー（排気量50cc以下）	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	排気量125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	ボートトレーラー		
二輪の小型自動車	排気量250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円

▼軽四輪などの車両

新規登録をした年月日^{*}によって、適用される税率が異なります。

^{*} 初めて車両番号の指定を受けた年月日で、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」のこと。



車 種		税率（年額）		
		① 平成27年3月31日 までに新規登録した車両 （現行税率）	② 平成27年4月1日 以後に新規登録する車両 （新税率）	③ 新規登録後 13年超 （経年車重課）
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

①平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年を超えるまで現行税率のままです。

②平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

③平成28年度以降は、新規登録した年月から13年経過した車両（電気自動車等を除く）については、経年車重課の税率が適用されます。

※中古車を購入する場合も、その車両が新規登録された日が基準となります。

軽四輪の乗用・自家用車の例

- 平成14年10月1日に新車新規登録をした車両は、
 平成27年4月1日…7,200円（税率変更なし）
 平成28年4月1日…12,900円（賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率）

7,200円/年	7,200円/年	7,200円/年	7,200円/年	12,900円/年
平成14年10月1日 新車新規登録車両購入		平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年4月1日 (賦課期日現在) 新車新規登録から13年を超える税率

廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有（登録）者に課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度分の税金を納めていただくことになります（月割り課税の制度はありません）。必ず廃車の手続きは4月1日までに行ってください。



登録、廃車のお問い合わせ

- ・軽自動車（三・四輪） 軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎050-3816-1843
- ・二輪車（125ccを超えるもの） 近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064
- ・125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車 市 税務課（近江庁舎） ☎52-1556

法人市民税 法人税割の税率を改正しました

平成26年の税制改正に伴い、法人市民税法人税割の税率が引き下げられました。また、地方法人税（国税）が創設され、引き下げ分に相当する税込額が地方交付税の原資とされることとなりました。

市の法人税割の税率については、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり引き下げられました。

	9月30日以前に開始する 事業年度の税率	10月1日以後に開始する 事業年度の税率
法人税割の課税標準となる法人 税額(分割前の額)に対して	13.9%	11.3%

※今回の税率改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割の税額を求める算式が次のように変わります。

$$\begin{array}{c} \text{前事業年度の法人税割額} \times 6 / 12 \text{ (前事業年度の月数)} \\ \downarrow \\ \text{前事業年度の法人税割額} \times 4.7 / 12 \text{ (前事業年度の月数)} \end{array}$$

償却資産の申告は1月末日までに！

償却資産とは

工場や商店、事務所などの経営者が、事業のために所有している機械や工具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

また、償却資産は、法人税または所得税を申告する上で、減価償却額または減価償却費として損金や必要経費に算入されるものです。

なお、自動車税や軽自動車税が課税される車両は課税対象外です。

申告の義務

償却資産を所有する人は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告することになっています。

対象となる償却資産は、平成27年1月1日現在、市内に所在する事業用資産です。該当する場合は、申告書に記入し、平成27年1月末日までに提出してください。

申告に必要な書類を12月中旬に送付します。新たに申告が必要となり申告書をお持ちでない場合は、税務課へご連絡ください。

償却資産の例

資産の種類		課税の対象となる資産
構築物	構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンスなど
	建物付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備など特定の資産または業務の用に供されるもの
機械および装置		金属加工機械、土木機械、医療用機械、電気機械、その他部品の製造・加工・修理に使用する機械など
車両および運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車など
工具・器具および備品		切削工具、取付工具、鍛圧工具、陳列ケース、娯楽用器具、事務用備品(パソコン)など

申告には「eLTAX（エルタックス）」を！

償却資産の申告には、インターネットによる電子申告サービス「eLTAX（エルタックス）」が利用できます。

詳しくは、市公式ウェブサイト（トップ▶暮らし▶税金▶電子申告について▶地方税の電子申告（eLTAX））でご確認ください。



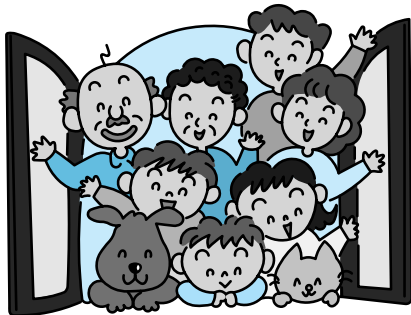
家屋を取り壊したときは届出を！

住宅、物置、車庫などには、毎年1月1日を基準日として、固定資産税が課税されます。家屋を取り壊した場合は、「家屋異動申告書」の提出が必要です。該当する場合は、印鑑をお持ちの上、税務課（近江庁舎）、またはお近くの庁舎窓口へお越しください。申告書は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

「家屋異動申告書」を年内に提出いただくと、平成27年度からは取り壊された家屋の固定資産税は課税されません。



市税や県税の納め忘れはありませんか



県内全市町と県では、公平な税負担と税収の確保を図るため、「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して市町税と県税の滞納整理を推進しています！

みなさんから納めていただく市税や県税は、福祉・教育など市民のみなさんへの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

市と県では、12月を「滞納整理強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を行います。未納のまま放置すると、預貯金・給与等の差押えや自宅の捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

問（市税）市 収納対策課（近江庁舎）

☎52-3189

（県税）東北部県税事務所納税課

☎0749-65-6606

平成27年度

予算編成方針を定めました



国の平成27年度予算は、人口減少対策や地域活性化などの「地方創生」に関する優先課題を重点化し、メリハリの付いた予算とするとしています。

また、景気は当面緩やかな回復が期待されますが、本市への波及効果は十分には期待できず、平成27年10月の消費税率10%への引き上げに対する今後の動向にも注視する必要があります。

このような社会情勢を踏まえ、限られた財源の中で施策を着実に推進していくために、平成27年度の施策の重点取組事項と予算編成の基本方針を次のように定めました。

予算編成の基本方針

予算編成では、市民に寄り添い、地域に密着した予算を作り上げることが基本方針とします。

平成27年度は、合併10年の節目の年を迎え、将来に責任を持った自立した市として新たな未来へ向

かっていくことが求められます。

こうした状況の中、合併により通常よりも多く交付されている普通交付税の段階的な縮減が始まることで、今後の財政運営がさらに厳しい状況となります。このことから「選択と集中」により真に必要な行政サービスを見極め、メリハリのある予算編成を行うとともに、財政の健全化を推進します。

施策の重点取組事項

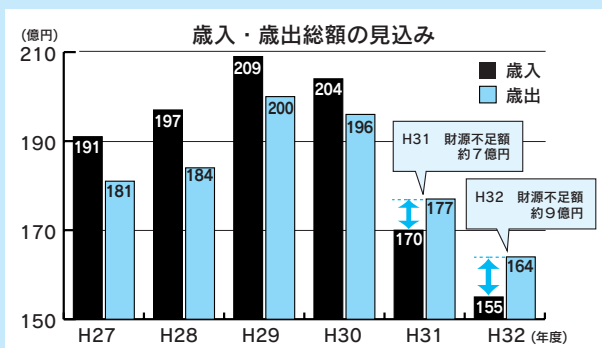
- 1 子どもが輝き、「未来を創る力」と「希望」を育てるまちづくり
- 2 地域の誇りと価値を創造し、その価値を活かしたまちづくり
- 3 住みよさと定住促進にこだわるまちづくり
- 4 「まいばら」の強みを活かし、新たな強みを創るまちづくり
- 5 すべての人に、心やすらぐ「癒し」と「生きがい」の居場所が備わるまちづくり



予算編成に当たって推進する主なポイント

- 施策の重点取組事項への重点的な予算配分
- 合併10年を意識した創意と工夫による事業展開
- 現場主義に立った創意工夫による施策展開や市民サービスの向上
- さまざまな側面から女性や若者等が魅力を感じられる施策展開
- 中長期的な視点に立った持続可能な行財政基盤の確立

今後の財政見通し



歳入額は、普通交付税の縮減や、税制改正等による市税の影響を見込んでいます。歳出額は、保育や教育環境、医療福祉の充実、さらには防災、減災対策などの対応を見込んでいます。今後は、基金の活用や自治体経営のさらなるスリム化を進め、健全な財政運営を図ります。

※平成31年度、32年度は、基金等を取り崩し、収支の均衡を図る見通しとなります。

(グラフ参照)

お問い合わせ 総務部 財政課 (米原庁舎)

☎ 52-1553 FAX 52-4447

困ったときは
市 消費生活相談窓口（米原庁舎）

相談専用 ☎52-8088

〔受 付〕 平日 9時30分～16時



パソコンの遠隔操作による プロバイダ変更（電話勧誘）の巻



●被害にあわないための注意点

- ・大手電話会社やその関連業者を名乗って電話をかけてくることが多いようです。業者名・住所・連絡先・担当者など電話をかけてきた相手（契約先）をしっかりと確認しましょう。
- ・契約する前に、何がいくら安くなるのか、また頼んでいないサービスなどが付加されていないかなどの契約内容を契約書面でしっかりと確認しましょう。わからないまま電話口などで承諾しないようにしましょう。（インターネットを含む通信の契約は、電話だけで契約が成立してしまいます。）
- ・プロバイダの変更によるデメリットなども含めて新たに変更した方がいいのかよく考えましょう。必要なければきっぱり断りましょう。
- ・プロバイダ等の契約は電話勧誘であっても、**クーリング・オフの適用はありません。**

●遠隔操作（リモート）について

業者に自分のパソコンを遠隔操作されると、パソコン内にある情報を見られたり、操作されたりする可能性もあります。十分注意してください。（自宅の合鍵を渡してしまうようなものです。）

「おかしいな」と思ったら一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

犯罪捜査活動にご協力を！～全国で指名手配者は約750人～

平成26年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、警察庁指定重要指名手配被疑者を始めとして約750人に上ります。

指名手配被疑者に「よく似た人を見た」「知っている」といった情報があれば警察へご一報ください。また、事件・事故に遭遇したり、見かけたときは、迷わず110番通報をしてください。

みなさんのお宅を訪問し、事件についてお尋ねする聞き込み捜査も実施しています。
ご協力をお願いします。



～被害者支援に関する相談～

犯罪被害に遭った人やその遺族の相談窓口を設置しています。一人で悩まず相談を！

- 犯罪被害者サポートテレホン ☎077-521-8341（月～金10時～16時）
- NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター ☎077-525-8103（月～金10時～16時）
- 県民の声110番 ☎（#9110）077-525-0110（月～金 8時30分～17時15分）



11月は児童虐待防止推進月間です。虐待がもたらす被害を未然に防ぐために、迷わず相談を！

* 米原市内の犯罪発生状況（平成26年10月31日現在） ※カッコ内は前年比

総数 194件（-176件）、侵入盗罪 18件（-17件）、乗物盗 32件（-20件）
非侵入盗罪 89件（-101件）、その他の刑法犯 55件（-38件）

* 米原市内の交通事故

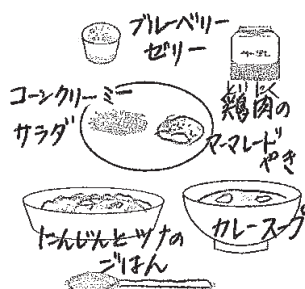
件数 126件（-10件）、死者 5人（+3人）、傷者 184人（+4人）

まいばらんず 給食レシピ



バランスのとれた食生活を送れていますか？給食の献立を参考に、ご家庭での食事を見直してみてください。

10月10日(金)の給食



にんじんが苦手なお子さんもおいしく食べられるメニューです。ツナとにんじんの相性がよく合います。秋から冬にかけて収穫されるにんじんは、甘味がありおいしく食べられるので、ぜひご家庭でも一度おためしください。



にんじんとツナのどはん

材料 (4人分)

精白米	2合	にんじん	80g
コンソメ (顆粒)	4g	ツナ (缶)	32g
油	小さじ1/2		
しょうゆ	小さじ1		
塩	小さじ1/2		

作り方

- ① 米は洗って、水を計量し、Aの調味料を加え、軽く混ぜておく。
- ② にんじんは、洗って皮をむき、2cmの長さの細い短冊切りにしておく。
- ③ ツナ缶は、汁気をきってほぐし、にんじんと混ぜ合わせてから、ごはんの釜に移し米の上に乗せて炊飯する。
- ④ 炊き上がったごはんを、軽くほぐして盛り付ければ出来上がり！！

健康きらり

こころの悩み解決の糸口は
こんな身近な習慣にあった！
～自殺予防講演会のお知らせ～

すごく身近だけど未知の領域、「脳」

あなたは、こころの不調を感じていませんか？

「悲しい」「イライラする」「こころが折れそう」…誰しもいろんな感情を抱きますが、そんな自分の気持ちに対処しきれず、立ち止まってしまう人が増えています。



今回、米原市で開催する講演は、大切な脳のはたらきを守る生活について、楽しく聞いていただける内容となっています。講師の田中先生は、精神科診療のほか、産業医や講演などの活動を通し、働く人のこころの健康に力を入れておられます。この機会にぜひご参加ください。

平成26年度 米原市自殺予防講演会

脳科学から見た こころと身体の健康法

講師：田中 和秀 氏

(医学博士、医療法人ひつじクリニック院長)

【日 時】 11月30日(日)
13時30分～15時
(受付13時～)



【会 場】 近江公民館 (顔戸1513番地)

【申 込】

事前に、電話またはファクスで下記へお申し込みください。

【その他】

生後4か月以上、就学前までのお子さんの託児を行います。事前予約が必要です。

お問い合わせ
健康福祉部 健康づくり課 (山東庁舎)
☎55-8105 ☎55-2406

未来に伝えたい“まいばらの水”12選

深い山々が育んだ米原の美しい湧き水。このコーナーでは、「未来に伝えたい。まいばらの水」に選ばれた12か所をシリーズでお伝えしてきましたが、7月からは番外編として、地域と水の関わりについてお届けしています。

番外編⑤

vol.17



まいばらの水
イメージキャラクター
スイナちゃん

水の脅威

水は、私たちの生活になくてはならないものである反面、災害を引き起こす恐ろしいものでもあります。市内の河川も、かつては大雨の度に氾濫する脅威でもありました。

明治以降、日本に最も大きな被害をもたらしたと言われている伊勢湾台風（昭和34年）では、市内でも姉川や天野川などの河川が氾濫し、堤防の決壊、橋の流失、田畑や家屋への浸水などの大きな被害が出ました。こういった過去の災害を契機とし、現在は護岸工事や拡張工事、ダム建設などの河川改修などにより、昔のように頻繁に災害が起こることはなくなりました。



▲ 伊勢湾台風（上：吉槻橋流出、下：長岡浸水）

しかし、未曾有の災害となった東日本大震災で経験したように、人間の力が到底およばないのが自然の力です。かつて「霞堤」と呼ばれるものが、姉川や天野川にもいくつか設けられていました。被害を最小限に抑えるという昔の人の治水の知恵であり、自然の力を科学技術だけで封じ込めるのではなく、昔の人のように折り合いをつけて付き合っていくことも必要かもしれません。また、昔は自然を恐れると同時に敬い、川が氾濫しないようにと祈ったものです。姉川に架かる七尾橋のたもとには、樹齢500年ともいわれる「一本杉」と呼ばれる杉の大きな木があります。伊勢から授かったもので、この木を植えてからは水害がなくなると伝えられ、今も大切にされています。



▲ 七尾橋のたもとにある一本杉（井之口）



▲ 世継の霞堤（上空より）

お詫びと訂正

10月15日号の「未来に伝えたい“まいばらの水”12選 Vol.16 ～番外編④～」の掲載内容に誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。

『市内にあった酒造名とその銘柄』の一覧表

14段目	【誤】明保能	⇒	【正】明保能
17段目	【誤】新玉	⇒	【正】あら玉

米原歴史街道

米原市の歴史・文化財を歩く ⑪⑥

松尾寺七不思議

― 山岳信仰にまつわる伝説 ―

七不思議の伝承

松尾寺（上丹生）は、松尾寺山の山頂よりすこし下がった山腹にあります。寺伝では天武天皇九年（六八〇）に役行者が松尾寺山に入り修行

したのが始まりとされます。一説には神護景雲三年（七六九）に僧宣教が霊山（霊仙山）付近に建立した霊山寺七箇別院のうちのひとつともいわれています。旧境内地には、文永七年（一二七〇）の銘がある石造九重塔（重要文化財）があり、鎌倉時代にも繁栄していたことがわかります。山中には、本堂を中心にか〇か所ちかくの小さなお寺跡やお茶などを生産した平地が広がっていて、山岳寺院の典型例として平成二三年に滋賀県の史跡に指定されました。

松尾寺のご本尊は、聖観音と十一面観音の二体の仏像です。役行者が修行をしているとき、雲に乗って空中から飛んで降りておいでになりました。秘仏になっており、空中飛行尊像（観音）と呼ばれています。七

不思議の第一です。さらに、山中には以下のような不思議な場所が伝えられています。

影向石／仏様や神様が衆生を救うために一時姿を変えて出現される石のことです。本堂跡の上を一〇〇メートルほど登ったところにあります。雲中より飛来されたご本尊の飛行観



▲ 影向石

音がこの石の上に降りられたと伝えられています。上が平らになった自然石で、仏様の足跡が残っているといわれています。役行者の斧割り水／役行者が初めて松尾寺に入り、お堂を建てる場所を探されました。山の上のために水が得られませんでした。弟子に命じて、ご祈祷して斧で自然石を打ち割らせました。すると清水がこんこんと湧き出てきて、今も絶え間なく岩の割れ目からきれいな水が湧き出ています。鐘鋳り場／松尾寺の釣鐘を鋳造したところとい伝えられています。本堂の南上方約三〇〇メートルのところにあります。大きな窪地になっており、その真ん中に亀石といわれる石があります。亀石は不浄なことを嫌い、たとえばこの石に小便等をする、腹が痛くなつて下山できないといわれています。一本橋／松尾寺の境内に入る道はいくつかありますが、どこから来ても、川がないのにこの石の橋を渡らないと入ることができないといわれています。石橋は聖と俗の結界です。この橋を渡るのには禊ぎを意味します。挟み岩／本堂の左階段を下りて一〇〇メートルほどいくと岩が両側から迫って急に道が狭くなっているところがあります。松尾寺で悪いことをすると挟まれて動けなくなる、と伝えられています。修験道の修行の行場の雰囲気と思わせる雰囲気があります。夫婦杉（二本杉）／

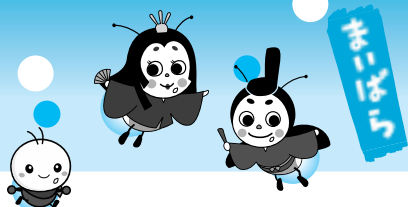


▲ 挟み岩

弘法大師が東国巡礼の途中、松尾寺に参詣され、峯の見晴らしのいい所で弁当をとられました。そのときに使われた箸を二本並べて突き刺され、それが根付いて大きな杉の木になりました。また、その突き刺し方が、上下逆でしたので、木の枝はみな下を向いて伸びていたといわれている不思議な霊木です。現在は片方が倒れて一本だけ残っています。

古来、山中の岩や木、滝には霊性があり神仏の依り代でした。一本橋からの山内は神仏の住む場所であり、亀石や挟み石はそこに至る修行の場です。七不思議に登場する役行者や空海をはじめ、多くの修行僧が松尾寺を訪れ、山岳信仰の寺として栄えてきたことを、伝説が物語ります。

（歴史文化財保護課）



甲津原の民俗誌を寄贈いただきました (9月30日)

東草野文化保存会代表、東草野まちづくり懇話会座長の法雲俊邑^{のりくも しゅんけい}さんが執筆、発刊した本を10冊寄贈いただきました。タイトルは「落人と木地師伝説の地甲津原のまちおこし」で、甲津原の自然環境や歴史、顕教踊りやオコナイなどの伝統行事を紹介したものです。

今年3月に国の重要文化的景観に選定された「東草野の山村景観」対象地域の一つ甲津原地域の魅力を知ってもらおうと、地域の方々からの聞き取りや資料を集め、3年がかりで完成させました。法雲さんは「この本が甲津原のまちおこしになれば」と話しました。

寄贈いただいた本は、市内の図書館や資料館の蔵書とし活用します。



元気はつらつ！ ねんりんピック出場を報告 (10月17日)

10月4日から栃木県で行われた「ねんりんピック栃木2014」に滋賀県代表として出場した市の選手らが米原庁舎を訪れ、市長へ結果を報告しました。ねんりんピックは、60歳以上の人を中心としたスポーツ、文化の競技大会や誰もが楽しめるイベントも開催される健康と福祉の祭典で、昭和63年以降毎年開催されているものです。

今回の大会には、マラソンに中川寿美代さん、ソフトボールに喜田和男さん、ゲートボールに和気巻恵さん、草川不二子さん、草川隆さん、樋口照男さん、北川治太郎さんが出場しました。美術展には彫刻部門に畠田敏幸さん、写真部門に清水哮さんが出品し、畠田さんは、栃木県知事賞を受賞しました。市長は「市でもスポーツを推進し、健康寿命を高めようと取り組んでいる。これを具体的に実現されているみなさんには、若い世代の見本となっていたきたい」と今後の活躍を激励しました。



ラオス国立農業研究所職員が 市内で農業体験 (10月24日)

ラオス国立農業研究所の10人が、農村ホームステイで米原市を訪れました。これは京都大学東南アジア研究所が、国際交流と人材育成を目的に今年初めて実施したものです。参加者とホストファミリーは、伊吹庁舎で入村式を終えた後、甲津原、大久保、柏原、宇賀野の4軒に分かれ、2泊3日でさまざまな農業体験を行いました。

10月24日、甲津原の山崎トミ子さん宅では、研究員3人が甲津原の特産品であるミョウガの植え付けや、ミョウガの漬物の袋詰め、栃餅作りなどを体験しました。3人は「昔ながらの知恵を生かした手法や、家から徒歩圏内で生産から販売までできることに驚いた」と感想を話してくれました。



人権啓発パネル展を開催します

市内から募集した人権ポスター、作文、標語を、以下のとおり展示します。市内の小学生、中学生、一般のみなさんから応募のあった作品をご覧いただき、ぜひこの機会に、人権について考えてみましょう。

展示場所・期間

▼ルッチプラザ

11月20日(木)～12月1日(月)

▼和ふれあいセンター

12月2日(火)～12月8日(月)

▼息郷地域総合センター

12月9日(火)～12月15日(月)

▼平和堂米原店

12月16日(火)～12月25日(木)

問 市 人権政策課（米原庁舎）
☎ 52-6629 ☎ 52-4539
✉ jinsui@city.maibara.lg.jp

アイヌの方々からのご相談をお受けします —全国一斉電話相談実施中—

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

相談専用電話フリーダイヤル

☎ 0120-771-208

相談無料、匿名可、秘密厳守

受付 月～土曜日 10時～17時
※12/27～1/4は休み

期間 平成27年3月31日まで



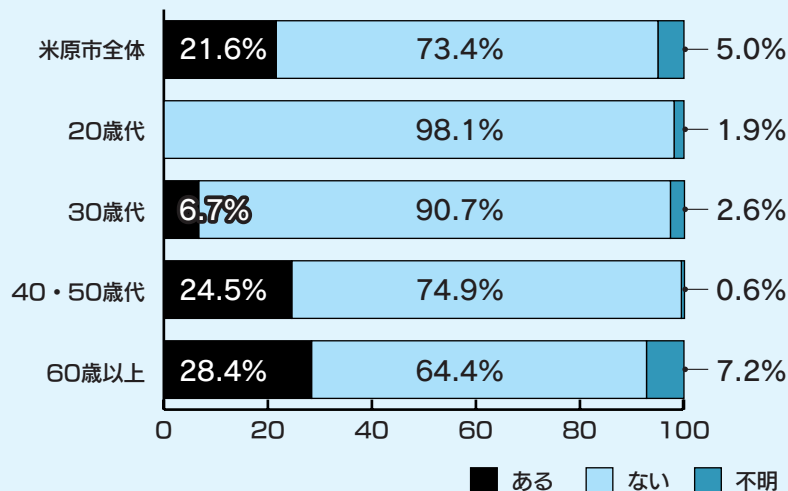
問 公益財団法人
人権教育啓発推進センター
URL <http://www.jinken.or.jp/>

人権施策基本方針を見直します

シリーズ「2012年度米原市人権意識調査」結果報告⑤

市では、「米原市人権施策基本方針」の見直しを現在進めています。この方針の見直しに先立ち、2012年に実施した米原市人権意識調査の特徴的な結果をお伝えします。今回は、ハートフル・フォーラムに関する設問を取り上げます。

問 米原市では、お互いの人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、平成17年度から「ハートフル・フォーラム」（地区別懇談会）を開催しています。あなたは、過去5年間で「ハートフル・フォーラム」に参加したことがありますか。



【結果】

全体の21.6%が「ハートフル・フォーラム」に参加したことがある」と回答したのに対し、20歳代はゼロ、30歳代も6.7%ときわめて低くなりました。

2012年度米原市人権意識調査

調査対象者

平成24年8月現在で市内に居住する満20歳以上の男女1314人（市民4%）

抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出

回収状況 42.7%

お問い合わせ 総務部 人権政策課（米原庁舎） ☎ 52-6629 ☎ 52-4539

鉄道を活かした 北びわこ活性化フォーラム

鉄道からみんなの暮らしを考えよう

鉄道を活かした北びわこ地域 活性化検討委員会とは

北びわこ地域のこれからの10年を見据えて、在来鉄道の利用促進や駅を中心としたまちづくりの推進など、これからの地域交通の活性化に向けた取り組みを米原市、長浜市、高島市で検討しています。

市 防災危機管理課（近江庁舎）

☎52-6630

FAX 52-6930

日時▶ 12月14日(日) 13時～16時

場所▶ 米原公民館大ホール（入場無料）

内容▼

オープニング
フォーラム

伊吹高校書道部 機動展示

・フォトコンテスト表彰式

・鉄道を活かした北びわこ地域活性化
検討委員会 中間発表

記念講演

「北びわこと鉄道の魅力」

フリーアナウンサー

羽川 英樹 氏とのトークライブ

アンケートにご協力いただいた方に
東海道新幹線米原駅開業50周年記念
オリジナルエコバックをプレゼント！



在宅での療養から病院・診療所での診療まで
診療情報の一元管理により切れ目のない
医療の提供を実現

びわ湖メディカルネット

7月から、湖北地区では、びわ湖メディカルネットに合流し、病院のカルテの大部分を診療所で閲覧できるようになりました。

これにより、病院での検査や入院治療を行ったあと、かかりつけ医での治療に戻った場合などに、検査のデータや入院中のカルテを診療所でいつでも見ることができ、私たちは、よりの確な治療を受けることができるようになります。

これらのネットワークによる情報共有は、プライバシー確保の点から、患者さんの書面での同意をもとに、同意のある人の情報のみを指定の診療所等で閲覧できるようになっています。

詳細は、下記ウェブサイトまたは、かかりつけ医、各病院地域連携室、医師会、長浜米原地域医療支援センター（メディサポ）などにお問い合わせください。

市 長浜米原地域医療支援センター

☎0749-65-2755

URL <http://biwako-medical.net>



かかりつけ医・歯科医・薬局を持ちましょう！

●病気の早期発見、早期治療

患者さんや家族の体調、生活習慣、病歴などを把握しています。

●専門医への連携

入院や精密検査、高度な治療が必要な場合には、適切な医療機関や専門医を紹介します。

●受診しやすい

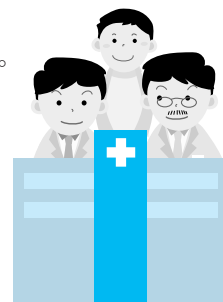
比較的待ち時間が短く、受診の手続きも簡単です。

●緊急時の往診や訪問診療

通院困難な人には自宅に訪問し、診療します。
往診の可否については、かかりつけ医にご確認ください。

●土曜日や夕方にも診察可能

お仕事をされている人も受診しやすいです。



市 長浜米原地域医療支援センター

☎・FAX 0749-65-2755

全国瞬時警報システム「Jアラート」の 情報伝達訓練を実施します！

Jアラートは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星等を通じて瞬時に伝えるシステムです。いざというときに確実に市民のみなさんに伝達できるよう、次のとおり情報伝達訓練を実施しますので、みなさんのご理解をお願いします。

●日時 11月28日(金) 11時頃

●内容 国から発信された情報を市の防災行政無線で伝える訓練を行います。次のとおり、屋外スピーカーと戸別受信機から放送が流れます。

放送内容

♪上りチャイム

「これはテストです。(3回繰り返し)」

「こちらは、ほうさい米原市です。」

♪下りチャイム

市 防災危機管理課（近江庁舎） ☎52-6630 FAX 52-6930



お知らせ

市営住宅の入居募集

募集住宅▶樋口市営住宅8号(米原市樋口)3DK(事故住宅)
入居資格者▶市内在住、在勤の人で、市営住宅条例に規定する入居資格者に該当する人
受付期間▶11月17日(月)～28日(金)
*土・日・祝を除く8時30分～17時15分
入居決定▶12月中旬
入居時期▶1月上旬頃
申込▶本人または同居親族が下記へ申込書を提出してください。
☎ 市 都市計画課(近江庁舎) ☎ 52-6926 FAX 52-8790

お知らせ

浄化槽の法定検査を受けましょう!

浄化槽は、微生物の働きにより汚水をきれいな水にするための排水処理施設です。浄化槽が適正に機能するには、浄化槽の設置者が適正に維持管理する必要があります。浄化槽法により保守点検、清掃、法定検査などが義務づけられています。また、浄化槽を使用しなくなったときは、30日以内に「浄化槽廃止届」を市に提出することが義務づけられています。

法定検査の申込先▼

(滋賀県知事指定検査機関)

(公社) 滋賀県生活環境事業協会

☎ 077-554-9272

法定検査手数料▼

10人槽以下 5,000円～

※浄化槽の大きさによって手数料が異なります。詳しくは下記ウェブサイトでご確認ください。

☎ 県 循環社会推進課 ☎ 077-528-3471

市 上下水道課(近江庁舎) ☎ 52-6924

URL <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/jokaso/hoteikensa.html>

今月の表紙

大きなおいもがとれたよ!

秋晴れの10月9日、息郷地域総合センターふれあい農園で、栗ひろいと芋ほりが行われ、かなん認定こども園の5歳児と市内の未就園児親子、地域の方約50人が参加しました。



お知らせ

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働保険(労災保険と雇用保険)は、職場のみなさんが安心して働くため政府が管理している保険制度です。労働者を1人でも雇用する事業主は、業種や規模の大小にかかわらず、すべて労働保険に加入することになっています。(農林水産の一部の事業は除く) まだ労働保険の加入手続をとっていない事業主は今すぐ最寄の労働基準監督署・ハローワークで加入手続をとってください。

☎ 滋賀労働局 ☎ 077-522-6520
ハローワーク長浜 ☎ 0749-62-2030

催し

軽トラ朝市

新鮮野菜や苗、生産者自慢の加工品を軽トラックの荷台に乗せて販売します。生産者と直接会話しながら買い物が楽しめます。

日時▶11月15日(土)、16日(日)

8時30分～11時30分

場所▶米原駅

東口広場



☎ 市 農政課(伊吹庁舎)

☎ 58-2228

ルッチプラザ イベントニュース

オペラ「カルメン」ハイライト

日時▶平成27年1月11日(日)

14時開演(13時30分開場)

場所▶ルッチプラザベルホール310

(米原市長岡1050番地1)

チケット▶全席自由、前売3,500円、当日4,000円

※未就学児は親子室での鑑賞

販売場所▶ルッチプラザ、県立文化産業交流会館、ひこね市文化プラザ、ビバシティ平和堂、アルプラザ長浜



八代亜紀ふれあいコンサート

日時▶平成27年3月15日(日)

①昼の部13時開演(12時30分開場)

②夜の部17時開演(16時30分開場)

場所▶ルッチプラザベルホール310

チケット▶全席指定、前売4,500円、当日5,000円

※未就学児入場不可

※友の会会員は1人につき2枚までそれぞれ500円引

発売日▶友の会先行予約…12月17日(水)10時～予約専用電話(☎ 55-7150)でのみ受付

▶一般発売、ローソンチケット販売…12月18日(木)10時～

販売場所▶ルッチプラザ、県立文化産業交流会館、ひこね市文化プラザ、ローソンチケット(Lコード:59339 ☎ 0570-084-005)

☎ ルッチプラザ ☎ 55-4550



安心と健康をサポートします

母子健康手帳の交付
すくすくホットライン

健康づくり課・米原げんきステーションで交付しています。
妊娠・出産・育児などに関するご相談、心配ごとなど、
お気軽にお電話ください。
☎55-8105（平日受付 8時30分～17時15分）

乳幼児健康診査

※いずれも市全域を対象に毎月1回実施します。
※すくすくファイル（赤ちゃん手帳）の中の質問票に子どもさんの様子をみながら記入して当日ご持参ください。
※体調やご都合が悪い場合は、ご連絡の上、次回お越しください。

事業名(対象)	実施日	受付時間	場 所	持ちもの
4か月児健診 (平成26年 7月生まれ)	12月 5日(金)	13時～13時30分	米原げんき ステーション	◇母子健康手帳 ◇質問票 ◇すくすくファイル ◇バスタオル
10か月児健診 (平成26年 2月生まれ)	12月18日(木)	13時～13時30分		
1歳8か月児健診 (平成25年 4月生まれ)	12月 9日(火)	13時～14時	山東健康 福祉センター	◇母子健康手帳 ◇質問票 ◇すくすくファイル（赤ちゃん手帳） ◇子どもの歯ブラシとコップ
2歳6か月児歯科健診 (平成24年 5月生まれ)	12月11日(木)	9時30分～10時30分		
3歳6か月児健診 (平成23年 5月生まれ)	12月 4日(木)	13時～14時	（歯科健診がありま すので、はみがき をしてから、お越 しください。）	◇母子健康手帳 ◇質問票 ◇すくすくファイル（赤ちゃん手帳） ◇子どもの歯ブラシとコップ ◇子どもの尿（朝一番の尿を空容器に入 れてご持参ください） ◇聴力アンケート（健診日までに送付します）

予防接種

※BCGは月1回、集団接種を米原げんきステーションで実施します。 ※診察前の体温は会場で測定してください。 ※予防接種を受ける前には
冊子「予防接種と子どもの健康」を読み、必要性や副作用について理解した上で接種してください。 ※薬を使用している人は、服薬手帳や
薬の説明書など、服薬内容のわかるものを持参してください。 ※髪の高い保護者の方は、髪を束ねてお越しください。

事業名(対象)	実施日	受付時間	場 所	持ちもの
BCG (生後3か月～1歳になる前日まで) (標準では生後5か月～8か月未満)	12月16日(火)	13時～ 13時15分	米原げんき ステーション	◇予診票（すくすくファイルに同じ込みのもの） ◇母子健康手帳 ◇体温計 ◇委任状（保護者が同伴できない場合）

7か月児もぐもぐ教室

※市全域を対象に毎月1回実施します。
※申込は不要です。
(対象月生まれ以外の人は事前に健康づくり課までご連絡ください。)

この教室は、7か月のお子さんの体の成長を確認し、成長に合わせた関わりや離乳食の進め方について、お子さんと触れ合っ
たり、実際の離乳食を見たり触ったりしながら、保健師・管理栄養士と楽しく学びます。対象月生まれの人は、受付時間内にお
越しください。

対 象	実施日	受付時間	場 所	持ちもの
平成26年 5月生まれ	12月10日(水)	9時30分～10時	米原げんき ステーション	◇母子健康手帳 ◇筆記用具 ◇すくすくファイル ◇バスタオル

すくすく相談(育児相談)

※市全域を対象に毎月3回実施します。
※申込は不要です。

実施日	時 間	場 所	内 容
12月 3日(水)	9時30分～ 11時30分	近江保健センター	◇育児不安、ストレス等の悩みや、子どもの成長・発達など、育児についての 相談をお受けします。 ◇身体計測 ◇食事・離乳食についての相談は、栄養士がお受けします。 持ち物：母子健康手帳、すくすくファイル（赤ちゃん手帳）、バスタオル（乳児の計測用）
12月24日(水)		伊吹保健センター	
12月17日(水)			

母と子の強い歯をつくろう運動

～主催：湖北歯科医師会～

※妊娠期とお子さんの1歳から6歳までの誕生月に、
歯科健診と衛生指導が親子一緒に無料で受けられます。

事業名	場 所	内 容	持ちもの
妊婦および 1歳～6歳児歯科健診	湖北歯科医師会会員の歯科医院 ※事前にご予約ください。	歯科健診、衛生指導、フッ素 塗布など	◇母子健康手帳 ◇親と子のお口の健康手帳

場所がわからないときは、健康づくり課までお気軽にお問い合わせください。 市 健康づくり課 ☎ 55-8105			
●健康づくり課	山東庁舎内（長岡）		
●山東健康福祉センター	ルッチプラザ内（長岡）	●米原げんきステーション	米原庁舎 南隣（下多良）
●伊吹保健センター	伊吹健康プラザ愛らんど内（香照）	●近江保健センター	近江庁舎に併設（顔戸）

人口40,176人（-37） 男19,664人（-31） 女20,512人（-6） 世帯数13,950世帯（+13）

人のうごき 65歳以上の人口 10,761人 高齢化率 26.78% ※カッコ内は前月との比較【平成26年11月1日現在】